

24 監査公表第 10 号

住民監査請求（福岡市職員措置請求）に係る措置について

平成 24 年 3 月 19 日に提出された住民監査請求（福岡市職員措置請求「朝鮮学園補助金」）の監査結果（平成 24 年 5 月 16 日付け，監総第 112 号）について，市長から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法第 242 条 9 項の規定により，次のとおり公表する。

平成 24 年 7 月 2 日

福岡市監査委員	南	原	茂
同	栃	木	義博
同	石	井	幸充
同	大	松	健

〔監査結果に対する措置通知書〕

総行監第 46 号

平成 24 年 6 月 18 日

福岡市監査委員	南	原	茂	様
同	栃	木	義博	様
同	石	井	幸充	様
同	大	松	健	様

福岡市長 高島 宗一郎

住民監査請求（福岡市職員措置請求）に係る措置について（通知）

平成 24 年 5 月 16 日付けで勧告を受けた住民監査請求（福岡市職員措置請求）について，必要な措置を講じたので，地方自治法第 242 条第 9 項の規定により，下記のとおり通知します。

（勧告）

平成 24 年 3 月 19 日付けで提出を受けた住民監査請求について，監査を実施した結果，平成 21 年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金の実績報告に関し，提出書類に虚偽の記載に当たる事実があったと認め，学校法人福岡朝鮮学園に対し，同補助金の交付決定の一部取り消しを行い返還させざるを得ないと判断する。

したがって，地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき，同補助金の交付決定の一部を取り消し，同学園に対し，30 日以内に返還請求するとともに，当該補助金の受領日から納付日までの日数に応じた加算金を請求することを勧告する。

（講じた措置）

平成 21 年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金について，改めて調査を行い，補助金をもって購入したパソコン及びパソコンソフトについて，実際に購入したものとは異なる写真を実績報告書に添付するという虚偽の記載があったこと，及び補助金をもって購入した体育用品（等賞旗ほか）の中に補助対象経費に該当しない消耗品が含まれていたことを確認した。

このため，福岡市福岡朝鮮初級学校補助金交付要綱第 9 条並びに福岡市補助金交付規則第 18 条及び第 19 条に基づき，これらに係る補助金相当額計 60 万 7,310 円の交付決定を取り消

すとともに、平成 24 年 6 月 15 日に学校法人福岡朝鮮学園に対し、当該補助金を平成 24 年 7 月 17 日までに返還するよう請求した。